

令和2年8月臨時会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和2年度8月補正予算等関係(臨時会関係))

地域づくり推進部

令和2年8月臨時会議案説明資料目次

地域づくり推進部

【予算関係以外】

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年8月9日専決)	西部総合事務所 地域振興局	1
第2号	長期継続契約の締結状況について	西部総合事務所 地域振興局	2

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年8月9日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年8月9日に専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 東伯郡北栄町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を6割とし、県は、損害賠償金22,975円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和元年6月14日</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡北栄町妻波地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から後退してきた和解の相手方所有の小型貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額 22,975円 うち、保険支払額 0円、県費支出額 22,975円（保険契約による免責額30,000円以内） ・県側車両損害額 254,486円 うち、相手方からの損害賠償額 101,794円、県実負担額 152,692円

報告第2号

長期継続契約の締結状況について

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	西部総合事務所	物品 保守	モバイルパソコン	1台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	285,120	令和2年6月12日 ～令和6年6月11日	鳥取県西部総合事務所 地域振興局